平成27年4月12日

平成26年12月14日理事会承認ずみ

岐阜県山岳連盟加盟団体会員・個人会員倫理申し合わせ事項

1.　岐阜県山岳連盟傘下の加盟団体会員・個人会員は、公益社団法人日本山岳協会倫理規程を遵守し、社会的な信頼を確保しなければならない。

2.　 岐阜県山岳連盟傘下の加盟団体会員・個人会員は、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別、ドーピング等の不適切な行為を絶対に行ってはならない。

3.　 岐阜県山岳連盟傘下の加盟団体会員・個人会員は、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮しなければならない。

個人に対する個人的な主観を不特定多数に発信してはならない。（電子媒体含む）

4.　 岐阜県山岳連盟傘下の加盟団体会員・個人会員は、地位を利用して自己の利益を図ることや不正行為を行ってはならない。

5.　 岐阜県山岳連盟傘下の加盟団体会員・個人会員は、社会秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもってはならない。

6.　本申し合わせの運用に関しては、公益社団法人日本山岳協会倫理規程に準じて行う。

　　ただし、「倫理委員会の設置」条項に関しては、必要に応じ会長が設置・任命する。

　　倫理委員会原案の審議・決定については、岐阜県山岳連盟理事会が行う。

以　上